


# 核兵器廃絶市民講座 「核兵器禁止条約の現状と課題」

## 本日の質問

「どうなる、どうする、〇〇〇〇？」

# 質問 1

「どうなる、どうする、  
核不拡散条約 (NPT)?」



2026年NPT再検討会議に向けた  
第1回準備委員会  
(2023年7月31日～8月11日、ウィーン)

RECNAスタッフによる「NPTブログ」  
<https://recnanpt2023.wordpress.com/>



一般討論のトップバッターとして演説する  
武井俊輔外務大臣政務官（7月31日、RECNA撮  
影）

- 2022年NPT再検討会議の「失敗」からの立て直しが期待されたが...
- 各国間の対立は一層顕著に  
⇒「消された」議長サマリー
- 条約の根底そのものが揺らいでいる  
⇒核軍縮どころか核軍拡へ  
⇒焦点化した核共有やAUKUS  
（米英豪安全保障枠組み）問題  
⇒「正しい核保有」論の危うさ

- なぜNPTはこういう状況に陥ってしまったのか  
⇒核兵器国が法を状況依存的に利用してきたことへの代償という側面

(例) 核不拡散に関わる問題

「核共有」やAUKUSの枠組みによる豪への原潜計画

- どのような法にも「抜け穴」が存在し、NPTもその例に漏れない

⇒「抜け穴」を自国の安全保障上の利益のために利用し、かえって自国の安全保障上の利益を損なう事態を招かないか（賢慮と自制）

## 質問 2

「どうなる、どうする、  
核兵器禁止条約  
(TPNW)？」

## TPNW第1回締約国会合（2022年6月、ウィーン）

- ・ TPNWに反対する核保有国や「核の傘」国を条約に参加させ、核兵器の廃絶への道筋をどうつくるかー普遍化ー

- ⇒反対する国が採用する核兵器を前提とした安全保障政策を変更させる必要

- ⇒そのためには、そうした国の市民が政府に働きかける必要

- ⇒つまり、TPNWの締約国数を増やすー普遍化ーには、政府に働きかける市民の力が不可欠

- ・ 市民社会の動き

- ⇒NATO加盟国のオランダやドイツが第1回締約国会合にオブザーバー参加した背景には、市民の働きかけ

- ⇒日本では、核兵器廃絶日本NGO連絡会が核兵器をなくすための新しいキャンペーンを立ち上げる準備



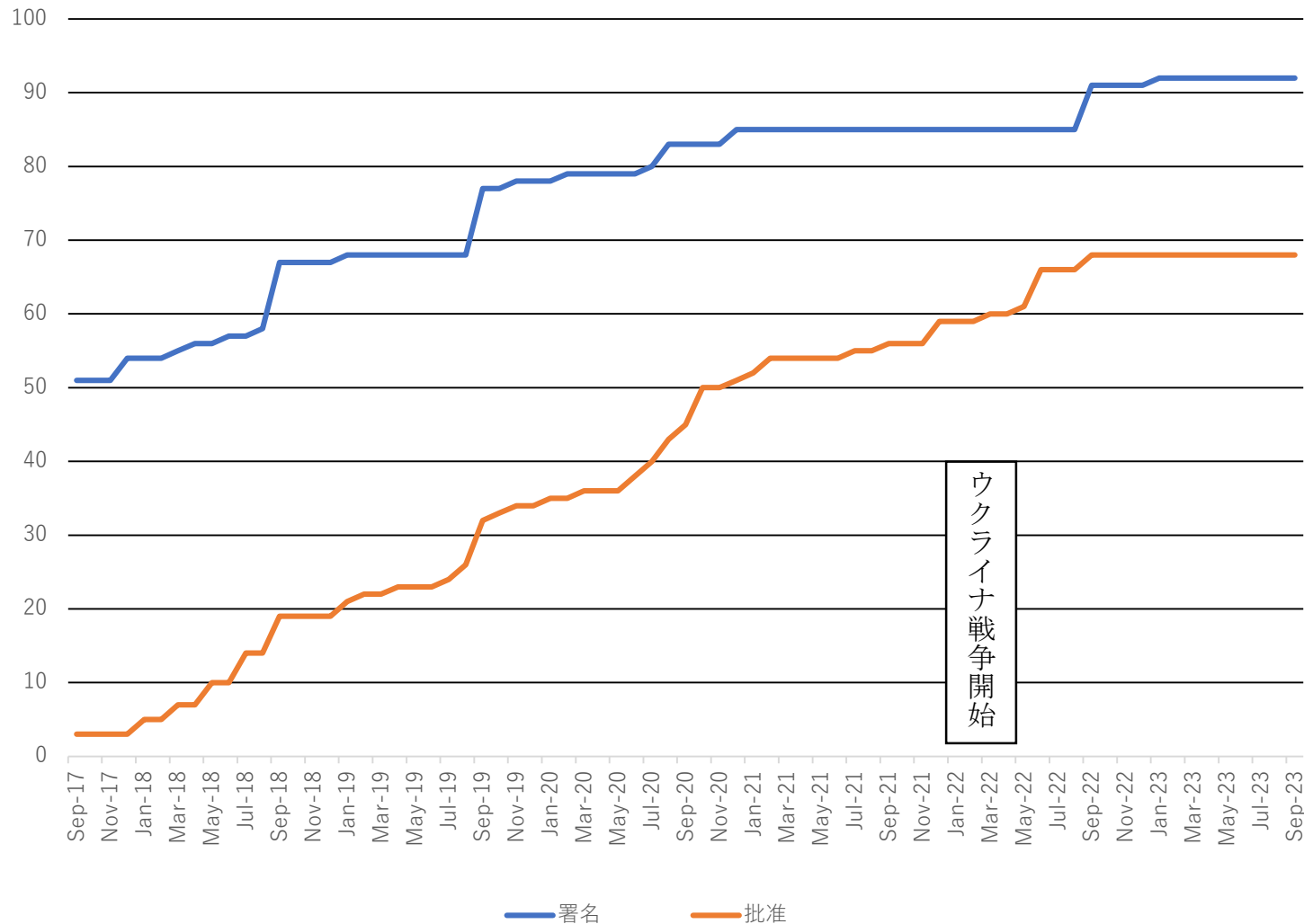
## TPNW第2回締約国会合（2023年11月27日～12月1日、 ニューヨーク国連本部、議長国：メキシコ）

- 「ウィーン行動計画」の実施へ：会期間の取り組み
  - ⇒作業部会
    - 条約の普遍化（南アフリカ、マレーシア）
    - 被害者援助・環境修復（カザフスタン、キリバス）
    - 核軍縮検証（メキシコ、ニュージーランド）
  - ⇒科学諮問グループ
  - ⇒NPTとの整合性問題調整役（アイルランド、タイ）
  - ⇒ジェンダー問題調整役（チリ）
- 非締約国のオブザーバー参加の見通しは？

汚染物漏出が懸念されているマーシャル諸島エニウエトク環礁「ルニットドーム」(U.S. nuclear defense agency)



# TPNW 署名国・批准国数の増加 (2023年9月16日現在：署名92カ国、批准68カ国)



ボリビア  
2019年8月6日批准

ナイジェリア  
2020年8月6日批准

ニウエ  
2020年8月6日加入

セントクリストファー・ネイビス  
2020年8月9日批准

## 質問 3

「どうなる、どうする、  
迫りくる核リスク？」

- 我々はこれまで非常に幸運であった。しかし幸運は戦略ではない」
  - ⇒アントニオ・グテーレス国連事務総長（2022年8月）の言葉
  - ⇒ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、欧州だけでなく、中東、南アジア、北東アジアまで、かつてないほど通域的に核兵器の使用が懸念
- 核リスクの時代に核兵器禁止条約は無意味か
  - ⇒戦争は20世紀に違法化されたが、現実には武力紛争という「戦争」がおきている。  
だからと言って、国連憲章第2条4項が無意味との議論は支持されない
  - ⇒TPNWに対しては、「一つの核兵器も廃絶することはできない」ゆえに無意味との批判がある。それでは、戦争を廃絶することができない国連憲章第2条4項は無意味なのか
- 核リスクの時代にこそ、核兵器禁止の規範の価値は高まる
  - ⇒国際社会における規則
    - どのような社会でも、その構成員は絶対的な行動の自由を有するわけではない
    - 重要なことは、構成員の権利は、構成員間の関係を規律するべく自らが採択した規則の中で行使されるという「事実を見失わない」こと
    - これが「社会」と「自然状態」の主要な相違（国際法学者マルセロ・コーエン）

- 国際社会の特徴

- ⇒ 外部的な統制や制裁より、自発的な法の遵守がより大きな役割を果たす  
その意味において、「他律的」であるより「自律的」なシステム

- 国際社会で重要なこと

- ⇒ 自律的な性質を持つ国際社会で活動する国家が、自らの存在基盤である国際社会というシステムをどのように運営していくか

- ⇒ 自らの存続—安全保障—にとって「現実的」な課題

- 核リスクの時代に大切な問い

- ⇒ 「人類種は生き残りたいと思っているのか」 (国際法学者R・フォーク)  
挑発的とも言えるこの問いは、「現実的」な課題について国家  
に問う点で本質的

- ⇒ 政府に働きかけ国家の行動を方向づける市民の役割は、人類種の生き残りに重要



- 軍事拡大と相互不信の「核のジレンマ」に陥りつつある現状
- それに対抗する「共通の安全保障」(Common Security) という考え方  
⇒なぜ「パルメ委員会報告」(1982年)に再びスポットライトが当てられているのか
- 非核兵器地帯の現在的意義

## 質問 4

「どうなる、どうする、  
私たち？」